2023 年度 特別区Ⅰ類本試験（専門試験） 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率※
1	憲法	プライバシー権	4	A
2		人身の自由	2	A
3		国会議員の特権	3	A
4		国会・議院の権能	5	A
5		裁判の公開	1	C
6	行政法	行政計画	3	A
7		行政行為の効力	3	A
8		情報公開法	5	A
9		審査請求	4	A
10		国家賠償法総合	5	A
11	民法①［総則・物権］	法人・権利能力のない社団	2	A
12		取得時効	2	C
13		即時取得	3	A
14		所有権の取得	5	B
15		根抵当権	3	C
16	民法②［債権・親族・相続］	弁済	1	B
17		詐害行為取消権	4	A
18		贈与	4	A
19		契約の解除	1	C
20		親権	3	C
21	ミクロ経済学	需要の価格弾力性	2	A
22		操業停止点	3	A
23		差別独占	5	B
24		エッジワース・ボックス・ダイアグラム	4	B
25		外部不経済	2	B
26	マクロ経済学	消費関数	1	B
27		加速度原理	3	A
28		クラウディング・アウト	1	B
29		スタグフレーション	1	A
30		成長会計	2	A
31	財政学	戦後の我が国財政	3	C
32		地方財政計画	2	A
33		租税理論	4	A
34		財政の機能	5	C
35		財政理論	3	B
36	経営学	リーダーシップ	1	A
37		経営戦略	3	A
38		投資決定	4	A
39		マーケティング	5	A
40		知識管理	2	C
41	政治学	ウェーバーの支配の３類型	5	A
42		議会の類型	5	B
43		政党又は政党制	2	B
44		近代の西洋政治思想	1	B
45		アーモンドとヴァーバの政治文化論	2	C

講評

【憲法】 各分野の出題数は、例年どおり、人権２問、統治３問の構成だった。No.１（プライバシーの権利）では、全肢で有名判例の知識を聞いているので、正解率は高い。No.２（人身の自由）では、主として２つの令状主義と弁護人依頼権に関する判例の知識を問うている。引っ掛かりを感じる記述もあるが（肢５）、条文を理解していれば正解できる。No.４（国会・議院の権能）では、国会全般にわたり条文の知識を聞いているが、国会による憲法改正の「発議」（肢５）の意味を知らなくとも、他の肢との比較で正解に至る。No.５（裁判の公開）では、民事訴訟規則 77 条の知識である肢１が正解となっており、難問に見えるが、他の肢を誤りと判断できれば、消去法で正解に至る。全体として、平均的な問題が多く、難易度は例年並みといえる。したがって、頻出分野の過去問を繰り返し解く練習をしておけば十分であるといえる。

【行政法】 ４年ぶりに行政不服審査法から出題された。No.６（行政計画）では、判断に迷う肢（肢１）が見られたが、拘束的計画の代表例を知っていれば正解できる。No.７（行政行為の効力）では、実質的確定力や形式的確定力といった見かけない概念が述べられているが、公定力、不可争力、不可変更力、自力執行力という定番の知識を当てはめることで正解に至る。No.９（行政不服審査法）では、遠隔地にいる審理関係人への配慮の規定（37 条２項）を聞くなど戸惑った受験生も多いと思われるが、処分庁の上級行政庁が審査庁である場合、処分に対する指揮監督権を有するため、職権で執行停止できることを知っていれば正解できる。No.10（国家賠償法）では、主として同法１条１項の違法性に関する有名判例の知識を聞いているので、正解率は高かった。全体として標準レベルであり、難易度は例年並みといえる。

【民法①】 各分野の出題数は、例年同様、総則２問、物権３問だった。No.11、No.13 は、基本的な条文や判例の知識を問う問題なので、確実に正答したい。これに対して、所有権の取得時効の要件を問うNo.12 は、過去問でほとんど問われたことがない 186 条２項に関する肢２が正解だったため、正解率が低かった。また、マイナーな分野からの出題となったNo.14、No.15 は、過去問で既出の知識を問う肢が多く含まれており、難易度はそれほど高くなかったが、特にNo.15 の正解率が低かった。民法は、毎年１～２問マイナーな分野（用益物権、先取特権、根抵当権、特別養子縁組など）から出題されるのが恒例となっているので、自信がなければ、これらの問題は無理に解答しない方が賢明である。全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。

【民法②】 各分野の出題数は、例年同様、債権総論２問、債権各論２問、家族法１問だった。No.17、No.18 は、基本的な条文や判例の知識を問う問題なので、確実に正答したい。No.16、No.19 も、基本的な条文の知識を問う問題だったが、No.16 では肢２・３の前半部分の誤りを、No.19 では肢２の前半部分の誤りを見抜けなかった受験生が多かったようであり、正解率は低かった。これに対して、No.20 の親権は、マイナーな分野とはいえないが、過去問で頻出の利益相反行為（826 条）ではなく、それ以外の知識（非嫡出子の親権者、親権の内容、親権停止の審判の手続など）を問う選択肢が多かったため、正解率がかなり低かった。民法①と比べて民法②の難易度は、近年は低かったが、今年度に限れば高かったといえる。もっとも、民法①と同様、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。

【ミクロ経済学】 No.21 は、右下がりの需要曲線と右上がりの供給曲線の交点における需要の価格弾力性を求める計算問題である。特別区では、需要の価格弾力性に関する計算問題は出題があまりなかったが基本レベルの問題であり、多くの受験生が正解できたと考えられる。No.22 は、操業停止点を求める計算問題である。頻出論点の一つであり、多くの受験生が準備してきたと考えられる。No.23 は、差別独占の計算問題である。類題が過去に出題されており、過去問題集にも掲載されているが、限界費用が一定ではないので注意が必要である。No.24 はエッジワースのボックス・ダイヤグラムの問題である。各選択肢はいずれも基本的な論点であり、解答し易かったと考えられる。No.25 は外部不経済に関する計算問題である。応用レベルの問題ではあるが、過去に国家一般職で類題が出題されており。過去問題集に掲載されていて、同じ計算手順で解くことができるので、準備してきた受験生は解答できたと考えられる。全体としては、No.21、22、24 が比較的容易に解答できるが、No.23、25 は応用レベルとなっている。

【マクロ経済学】 No.26 は消費関数の理論に関する文章題である。誤っている箇所がわかりやすくほとんどの受験生が容易に解答できたと考えられる。No.27 は加速度原理の計算問題である。過去に類題が出題されていて過去問題集に掲載されているので、ほとんどの受験生が容易に解答できたと考えられる。No.28 はクラウディング・アウトに関する計算問題である。応用レベルの問題であるが、他の試験種で出題例があり、類題が過去問題集に掲載されているので、準備してきた受験生は解答できたと考えられる。No.29 はスタグフレーションに関する問題である。基本的な用語、ＡＤ－ＡＳ分析に関する知識があれば解答でき、難易度は低いと考えられる。No.30 は成長会計の計算問題である。頻出論点であり、かつ難易度も低くほとんどの受験生が容易に解答できたと考えられる。全体としては、No.28 以外は難易度が低く、容易に解答できたと考えられる。

【財政学】 No.31 は我が国の戦後財政史の問題で、各肢の論点は基本的事項が多かったことから解答しやすかったと思われる。No.32 は地方財政計画に関する問題で、地方財政計画の意義や範囲などが問われており、やや難度が高い問題であった。No.33 は租税理論の問題で、租税原則や租税の根拠さらにスミスやラムゼイ、サイモンズなどの著名な学者の論点などが出題された。各肢ともに基本的事項を問うものであったので、比較的解答し易かったと考える。No.34 は財政の機能に関する問題で、いわゆる財政の３機能が問われた。いずれの記述も基本的な事項を問うていることから解答しやすかったと考える。No.35 は財政理論に関する問題で、各肢ともに比較的基本的な事項を問うていることから、正解肢を絞り込み易かったと思われる。

【経営学】 No.36 はＰＭ理論であり、人名と学説を知っていれば解けるので基本問題、No.37 はＶＲＩＯ以外は誤肢が明快なので基本問題である。しかし、No.38 は財務からで難しい上に肢ＢがＣＡＰＭ風の上級テーマであり正誤の判定が難しい。No.39 は、マーケティングは肢３の誤りを見つけるのがやや難しい。No.40 の知識管理は新傾向である。昨年の国家一般職で出題されてはいるが、５肢がＳＥＣＩモデルで作られているので、いくら近年の注目トピックとはいえ、正解するのは困難である。以上より、今年は、手堅く得点できるのはNo.36 とNo.37 のみであり、難易度が昨年よりも上がった。今年の経営学は厳しかったといえよう。

【政治学】 No.41「ウェーバーの支配の３類型」は 2004 年以来じつに 19 年ぶりの出題となったが、その内容は基本的なものである。No.42「議会の類型」、No.43「政党又は政党制」、そしてNo.44「近代の西洋政治史思想」のいずれも、その内容は基本的なものばかりである。これらの問題も確実に得点しておきたいところである。No.45「アーモンドとヴァーバの政治文化論」は 2002 年以来じつに 21 年ぶりの出題となった。その他の問題が基本的であるため、この問題を正答できるか否かが今年度の政治学を攻略する鍵といえよう。No.41 及びNo.45 のように、2000 年代初頭に出題された問題が復活しているため、この年代に出題された問題を検討することが次年度の試験対策に不可欠となった。

LEC東京リーガルマインド 公務員試験対策 複写・頒布を禁じます

No.	科目	出題内容	正解	正答率※	講評
46	行政学	ストリート・レベルの行政職員	4	A	【行政学】 No.46～48 は組み合わせ型の容易な問題で,確実に得点しておきたい。リプスキーが提唱した「ストリート・レベルの行政職員」の特徴は「裁量」であることを想起したい。ワルドーの二元的能率は客観と規範である。内在的・制度的統制では,内在が行政組織内部であることを踏まえ,上司による職務命令と官房系統組織による管理統制を選びたい。No.49 アメリカ行政学では,時間的制約で焦った人が,肢１のペンドルトン法を選んで失点したかもしれない。ペンドルトン法制定の背景は,猟官失意者によるガーフィルド大統領暗殺であったことを知っておこう。No.50 広域行政は,広域連合と一部事務組合以外は過去問にもなく,難しい問題で,取れなくても仕方ないだろう。 【社会学】 No.51 ではバダンテールが出題されているが、これを知らなくても、他の肢から正解が選べたはずである。No.52 とNo.55 は空欄埋め合わせ形式の問題で、易問であった。No.54 は、単に用語の意味だけではなく、その内容まで理解できていないと解けないものだったが、そもそもデュルケームの自殺論は出題頻度が非常に高いので、このレベルの問題でも正解できる必要がある。No.53 については、マッカーシーの名前はKマスターにはないものの、「解きまくり」の過去問解説では複数個所で触れているので、覚えている人も多かったと思う。 よっていずれの問題もＡ［易問］である。
47		行政の能率概念	4	B	
48		我が国の行政統制	1	A	
49		アメリカ行政学の展開	3	A	
50		我が国の広域行政	5	A	
51	社会学	家族	4	A	
52		ホーソン実験	4	A	
53		社会運動論	4	B	
54		デュルケームの「自殺論」	1	B	
55		日本の社会集団	1	A	

※　正答率（Ａ：60%以上、Ｂ：40%以上 60%未満、Ｃ：40%未満）は、ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（ 5/11 14:00 時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

LEC東京リーガルマインド　公務員試験対策　複写・頒布を禁じます

0 001112 227200
KL22720